平成18年(行ウ)第467号、平成19年(行ウ)第224号、平成20年(行ウ)第108号 下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原田 学 ほか

被 告 東京都、国

参加人 世田谷区

準 備 書 面 48

平成25年3月14日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 斉藤 驍 ほか

- 第1 事業地を表示する図面に象徴されるもの――本件都市計画決定の違法性
 - 1 事業地を表示する図面は、都市計画事業の位置、範囲等を示すものであり、 都市計画法(新法)が59条以下において特に重視して、公衆の縦覧に供すべ き事項としていることは、いまさら過言するまでもない。

しかし、利権が種々介在しがちな公共都市計画事業において、事業内容や規模を誤魔化すために、虚偽の事業地を表示した旨の図面を作成することはあり得るし、現に本件において「線増地」があたかも事業地ではないかのように操作した虚偽の図面が作成され、縦覧にすら供されていたことは、被告国等のこの間の弁論における対応から極めて明らかである。

2 この点は、小田急経堂地区の都市計画事業認可取消訴訟第一審判決において、 既に藤山裁判長が看破していた。事実を正視する直観力のしからしむるところ であるが、この点について最高裁大法廷、小法廷のいずれも明確な判断はして いない。しかし、積極的に否定する意見はなく、総じて町田長官の「事実をよく見て国民の理解」を得られる方向で都市計画法の解釈を転換すべきだとする「総括」と、それゆえになされる平成11年の環状六号線都市計画決定及び都市計画法の解釈を変更することに全員が一致したのだから、事業地の問題については、事実上藤山判決が認容されたといえないことはない。

- 3 技術的に見えて実は収用権を持つ都市計画事業、すなわち本件連立事業のようなものについては看過してはならない大問題である。しかし今本件法廷で問題になり、原告準備書面47が追及していることは、それ以前のはるかに馬鹿げた問題なのである。小田急の行政訴訟は平成6年に始まり、近々20年になろうとしている。この種の訴訟においては、処分の取消等を求められた行政庁は、処分の適法性、正当性を示す最低限の証拠は示さなければならないことになっている。事業地を表示する図面はその代表的なものである。経堂地区においても勿論これを提出したから違法判断がなされたのである。
- 4 「同様」に本件においても審理の序盤においてこれを「提出」している。勿論経堂地区における苦い経験があるので、事業地を表示する図面は都市計画法 6 0条の認可申請の前から、少なくとも国と東京都が協議を重ねて作成した筈である。しかも、本件下北沢地区は2線2層(一部シールド)の地下式を軸とする事業であるから、4線1層高架方式を中心とする経堂地区に比べ「線増」部分と「既設線」部分を地理的にも構造的にもどのように分離するのか極めて難しい。というよりも、事実に正反して事をつくろうとする(この点はさらに補論)のであるから、不可能なことであった。このような問題を意識しながら、あえて作りあげた図面を出し間違えるということは考えられない。特に小田急行政訴訟20年の歴史を振り返るだけで、それは断言できることである。
- 5 何故出し間違えたか本当に教えて貰いたいくらいであるが、むしろ何故今頃 言い出したのかというほうが問題である。

被告国は、都市計画や新旧の法の専門家であるとされてきた。しかし、旧法

から新法への過渡期や、昭和39年決定の成立の推移にまで原告らの追及、調査が始まると、官がまがりなりにも専門家であったのは、飯沼一省らに代表される人々であって、その後の建設官僚はこれを引き継ぐことができず、目先の利益を追う集団に転化したこと等が垣間見えるようになったこと、並びに小田急に代表される昭和39年以来の都市計画には、後述する通り重大な違法が存在することを被告国、東京都が察観し始めたせいだといわざるを得ない。

6 なんとなれば、本件連立事業について昭和39年決定を基軸として組み立て てきたのは、正しくは経堂地区の訴訟の控訴審になってからであるが、被告国 ら官側にすれば、昭和39年決定が崩れることは、この組み立ての根本が崩壊 することを意味する。ここまでの自覚があるかどうかはともかく、都市計画決 定についてのガードを固めたいという判断から今回の「前代未聞」といってよ い事態が生じているのである。したがって、単純な出し間違いではないことは 明白である。

被告ら官側がこのように都市計画にセンシティブにならざるを得ない所以を 含めて論じたが、裁判所自身これを正視して、単なる過誤ではないことを肝に 銘じられたい。

第2 昭和39年決定の重大な違法(その2)

- 1 昭和39年決定は単なる線の決定であり、旧法の収用を前提とする都市計画 の位置、形状等の最低基準を著しく逸脱した、旧法下の常識からみても到底許 されないものである。
- 2 都市計画は土地利用の規制(創造)という理念から出発している。土地利用 が激変する土地区画整理が「都市計画の母」といわれるのもこのためである。 したがって、執行できない計画は、すなわち収用できない計画であり、旧法の いう都市計画とはなり得ない。この点において既に同決定の無効原因は明白で あるが、さらに実質的に重大なことを簡潔に挙げておく。

3 旧法には「都市計画、都市計画事業及毎年度執行スへキ都市計画事業ハ都市 計画審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」(旧法3条1 項)として、建設大臣が都市計画決定をする時は、内閣の認可を得なければな らないとしているが、昭和39年決定について当時の小山長規建設大臣は、内 閣の認可を何故か得ていない。

旧法が制定された1919年(大正8年)以降に限定しても、都市計画の領域が極めて広く、都市の心、形、姿を決めるものであって、内務省はもとより他の全ての省庁の権力作用に影響を及ぼすことは知るべき人にはよく知られており、現行憲法よりも総理大臣の地位が相対的に低く、したがって調整力が弱かった時期においての閣議の認可を旧法は必要としたのである。第二次大戦敗戦、ポツダム宣言受諾後現憲法が制定され、総理大臣の地位の確立と閣議の権威が高くなったのはいうまでもない。都市計画決定は主務大臣(建設大臣)だけでは決められないことが明確になったのである。この点について田中二郎最高裁判事は以下の通り述べられている。

「それに関連する問題として都市計画の主体とか、都市計画行政の機構の問題に入っていったらどうでしょう。現在の法律では都市計画の最終的な決定権は主務大臣の建設大臣にある、そして内閣の認可を受けなければいけないという点で、国の立場が強く出てきている。これはおかしいのじゃないかというのが、市議会議長会の行政事務再配分の答申の基本線であり、地方制度調査会でも、そういう考え方が強かったんだろうとおもう」

(田中二郎他編『現代地方自治双書2 新都市計画論』評論社刊 昭和41 年10月、254~255頁)

また、日本公法学会理事長等を歴任した鵜飼信成も、同書において以下のとおり述べられている。

「都市計画の方は、『内閣ノ認可ヲ受クヘシ』となっている。そうすると、 国が、広い見地から・・・いろいろな行政の分野を総合して、計画し、計画

事業を決定する。そのたてまえは当初以来一貫している」(同76頁)

- 4 このように重要なことをしないで、小山長規建設大臣は何故事を急いだのであろうか。第一次佐藤内閣が成立したのは同決定の1ヵ月前、昭和39年11月9日であり、それまでは第三次池田内閣である。ひとつの変わり目であったことはうかがえるが、いずれにしても内閣の認可を得なかったことは、それだけで明白かつ重大な違法といえる。
- 5 なお、さらに重大で違法な事実が存するが、これについては次回詳論する。